

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行細則

〔令和5年3月24日〕
市長室長決定

(趣旨)

第1条 この細則は、神戸個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則（令和5年3月15日神戸市規則第63号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第2条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第75条第1項の規定による帳簿は、様式第1号による個人情報ファイル簿とする。

(開示請求書)

第3条 法第77条第1項の規定による請求書は、様式第2号による保有個人情報開示請求書とする。

(開示請求に対する通知)

第4条 法第82条第1項の規定による通知は、様式第3号による保有個人情報の開示請求に対する開示決定通知書により行う。

2 開示決定を受けた請求者が、開示の実施方法等を申し出る場合の書面は、様式第4号による保有個人情報の開示の実施方法等申出書とする。

3 法第82条第2項の規定による通知は、様式第5号による保有個人情報の開示請求に対する不開示決定通知書により行う。

(開示請求に係る期限の延長通知)

第5条 法第83条第2項の規定による通知は、様式第6号による保有個人情報の開示請求に係る期限延長通知書により行う。

(開示請求に係る期限の特例通知)

第6条 法第84条の規定による通知は、様式第7号による保有個人情報の開示請求に係る期限の特例延長通知書により行う。

(開示請求に係る事案の移送通知)

第7条 法第85条第1項の規定による移送は、様式第8号による保有個人情報

の開示請求に係る事案移送書により行う。

- 2 法第85条第1項の規定による通知は、様式第9号による保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書により行う。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与通知等)

第8条 法第86条第1項の規定による通知は、様式第10号による保有個人情報の開示請求に関する意見照会書により行う。

- 2 法第86条第2項の規定による通知は、様式11号による保有個人情報の開示請求に関する意見照会書により行う。

- 3 意見書を提出する機会を付与された第三者が意見を提出する場合の書面は、様式第12号による保有個人情報の開示決定等に関する意見書とする。

- 3 法第86条第3項の規定による通知は、様式第13号による保有個人情報の開示に係る通知書により行う。

(訂正請求書)

第9条 法第91条第1項の規定による請求書は、様式第14号による保有個人情報訂正請求書とする。

(訂正請求に対する通知)

第10条 法第93条第1項の規定による通知は、様式第15号による保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書により行う。

- 2 法第93条第2項の規定による通知は、様式第16号による保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書により行う。

(訂正請求に係る期限の延長通知)

第11条 法第94条第2項の規定による通知は、様式第17号による保有個人情報の訂正請求に係る期限延長通知書により行う。

(訂正請求に係る期限の特例通知)

第12条 法第95条の規定による通知は、様式第18号による保有個人情報の訂正請求に係る期限の特例延長通知書により行う。

(訂正請求に係る事案の移送通知)

第13条 法第96条第1項の規定による移送は、様式第19号による保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書により行う。

2 法第96条第1項の規定による通知は、様式第20号による保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書により行う。

(提供先への通知)

第14条 法第97条の規定による通知は、様式第21号による提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書により行う。

(利用停止請求書)

第15条 法第99条第1項の規定による請求書は、様式第22号による保有個人情報利用停止請求書とする。

(利用停止請求に対する通知)

第16条 法第101条第1項の規定による通知は、様式第23号による保有個人情報の利用停止をする旨の決定通知書により行う。

2 法第101条第2項の規定による通知は、様式第24号による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書により行う。

(利用停止請求に係る期限の延長通知)

第17条 法第102条第2項の規定による通知は、様式第25号による保有個人情報の利用停止請求に係る期限延長通知書により行う。

(訂正請求に係る期限の特例通知)

第18条 法第103条の規定による通知は、様式第26号による保有個人情報の利用停止請求に係る期限の特例延長通知書により行う。

(諮問書)

第19条 法第82条の規定に基づく開示決定等に係る同法第105条第3項により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問については、様式第27号による諮問書により行う。

2 法第93条の規定に基づく訂正決定等に係る同法第105条第3項により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問については、様式第28号による諮問書により行う。

3 法第101条の規定に基づく利用停止決定等に係る同法第105条第3項により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問については、様式第29号による諮問書により行う。

4 法第76条の規定に基づく開示請求、法第90条の規定に基づく訂正請求、若しくは法第98条の規定に基づく利用停止請求に係る不作為に係る、同法第105条第3項により読み替えて準用する同条1項の規定に基づく諮問については、様式第30号による諮問書により行う。

(審査会への諮問)

第20条 法第105条第3項により読み替えて準用する同条第2項の規定による通知は、様式第31号による神戸市個人情報保護審査会への諮問通知書により行う。

(行政機関等匿名加工情報の提供制度に係る公示)

第21条 法第111条の規定による提案の募集に関し必要な事項は、様式第32号による「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集の公示により公示する。

(行政機関等匿名加工情報の提供制度に係る委任)

第22条 法第112条第1項による提案を代理人により行う場合は、様式第33号による委任状を提出するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の提供制度に係る契約の締結)

第23条 法第115条による契約の締結は、様式第34号による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書により行う。

(記載事項の変更)

第24条 行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者に変更が生じた場合の申出は、様式第35号による記載事項変更申出書により行う。

(作成された行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約の締結)

第25条 法第118条による契約の締結は、様式第36号による作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書により行う。

(規則第4条第2項各号に掲げる場合以外の交付の方法に係る費用負担等)

第26条 規則第4条第2項各号に掲げる交付の区分のほか、次の各号に掲げる方法により写しの交付を受ける者は、それぞれ当該各号に定める費用を負担しなければならない。

(1) 規則第3条に規定する電磁的記録について、同条第1項第5号又は第6号

に規定する方法のほか、当該電磁的記録の性質に応じ、作成した写し又は複写したものの交付 当該写し又は複写に要する費用相当額

- 2 前項の費用の負担は、写しの交付を受ける前にしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(旧細則の廃止)

- 2 神戸市個人情報保護条例施行細則（平成 17 年 3 月）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。